

災害等情報（詳報）

鉱種：石油・可燃性天然ガス		鉱山の所在地：新潟県				
災害等の種類：坑外・転倒	発生日時： 平成31年2月9日（土） 8時15分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 5 5 歳、請負、物理検層技術者、勤続年数：3 7 年 1 0 ヶ月、担当職経験年数：3 7 年 1 0 ヶ月						
罹災程度：右足脛骨腓骨骨幹部骨折（休業見込：3 ヶ月）						
【概要】 ガス坑井掘削作業現場において、罹災者が、当日の作業準備を行っている中、養生鉄板上を歩行中、足を滑らせ後方へ尻餅をつくような格好で転倒した際、鉄板と鉄板の段差（隙間）に右足つま先が引掛かり、体重が右足に乗る形で力が掛かり、右足を骨折した。						
【原因】 ○災害当日の朝、気温が低く、養生鉄板上に部分的な凍結が発生していた。 ○積雪・凍結した敷き鉄板上を歩行するための通路の確保や滑り止めの検討・処置がされていなかった。 ○災害当日作業前に、凍結危険について周知していなかった。 ○養生鉄板と養生鉄板の間に段差（隙間）があった。						
【対策】 ○作業前に凍結パトロールを実施し、凍結箇所を排除する。 ○融雪剤を散布し凍結防止を図る。 ○掘削現場の歩行者往来について、その通路を明確に定め、雪地等でのスリップ防止を図るため、通路にスリップ防止マットを敷設する。 ○注意喚起のため「スリップ注意」看板を掲示する。 ○養生鉄板と養生鉄板の間の段差のある箇所に、着色表示する。						
【参考情報等】 冬期特有の気候条件を踏まえた適切な対策をとみましょう。 ○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。 ＜鉱山保安法令＞ ・巡視及び点検（鉱山保安法施行規則第 26 条・鉱業権者が講ずべき措置事例第 23 章） ・共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 3 条第 1 号） ＜労働安全衛生法令＞ ・通路に関する安全基準（労働安全衛生規則第 540 条第 1 項）						
【お問い合わせ先】 関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 阪西 森山 尾崎 電話番号：0 4 8－6 0 0－0 4 3 8						

災害発生位置 全体写真



災害発生位置 拡大写真2



対策：注意喚起看板掲示



対策：養生鉄板段差部着色

